

## 貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年3月)

3月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社丸哲総業（法人番号3462502000973）代表者安藤則光	北海道標津郡中標津町東五条南8丁目1番地10		本社営業所	北海道標津郡中標津町東五条南8丁目1番地10		R2.3.9	文書警告	貨物自動車運送事業法第11条 他2件	令和2年2月6日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）運賃及び料金、運送約款等の揭示義務違反（貨物自動車運送事業法第11条）、（2）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、（3）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）	0	0
2	株式会社トラストリンク（法人番号9430001075493）代表者住吉明仁	北海道札幌市北区篠路5条5丁目2-8		本社営業所	北海道札幌市北区篠路5条5丁目2-8		R2.3.16	輸送施設の使用停止（110日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他10件	令和元年8月27日及び令和元年9月27日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。（1）事業計画事後届出義務違反【主たる事務所の名称及び位置の変更】（貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号）、（2）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）、（4）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（5）運転者台帳の作成義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（6）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（7）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（8）運転者に対する指導監督の記録保存義務違反（安全規則第10条第1項）、（9）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（10）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（11）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	11	11

